

令和6年7月版

北谷町給水装置工事仕様書

北谷町上下水道課

電話：936-3923

FAX：936-5616

北谷町給水装置工事の受付及び作業の仕様書

給水装置工事申込書及び設計書（第1号様式）（北谷町HPからダウンロード可）にて申請する。 ※厚紙使用

1) 設計書記入（表）の注意事項

- ア 受水槽、高架水槽を設ける場合は、その材質及び容量を記入し、受水槽の容量は 1 日使用水量の4割から6割を原則とする。
- イ 私道や他の人の土地に配管する場合は、地権者の土地家屋使用承諾が必要である。
- ウ 既設給水管からの分岐の場合は、所有者の分岐同意が必要である。
- エ 種別には下記の条件に合致した欄にレ点を記入する。
 - 新設：新たに給水装置を設置する場合（フルリフォームのように大規模な改造を含む。） ※水理計算必須
 - 増設：既存の給水装置に散水栓等の給水栓を追加する場合 ※水理計算必須
 - 改造：既存の給水管の増径、管種変更など一部の原形を変える場合
- オ 新設する際の既設管については、設置期間が15年未満であれば既設管利用可能とし、それ以外は新規に本管から引き直しとする。（既設のサドル分水栓からの離隔は300mm以上必要）
- カ 引き直しに伴い不要となった既設管については所有者負担で永久閉栓を行う。
※上下水道課へ給水装置廃止届を提出すること。
- キ 見取図については、近隣の目印となる建物を記述し、わかりやすいものとする。
- ク 所有者の代理人は宅地開発業者や不動産管理業者等の所有者以外の代理人がいる場合に記入し、その他は記入しなくてもよい。但し、臨時給水料金の支払者が所有者以外の代理人である場合は記入する。

2) 設計書記入（裏）にあたっての注意事項

- ア 給水装置の配管は、埋設部分はPP管（水道用ポリエチレン二層管）とし、メーターボックスの設置を原則とする。露出部分がある場合は原則としてPP管、やむを得ない場合にはHIVP管とする。ただし、露出部分のHIVP管には紫外線による劣化を防ぐため、ペンキ塗装等の対策を講じること。なお、公共施設や災害時に重要な拠点となる施設（ホテル・病院・学校・大型商業施設等）は全てHPPE（配水用ポリエチレン管）を使用すること。
- イ メーターボックスの詳細図を記載すること。メーターの設置は、検針作業及びメーター取替え等に支障が無いように壁式メーターボックスで、地上高500～700mm程度とし、メーターの蓋が全開出来るよう内寸を決定し、検針や取替に支障が出ないよう周囲に植栽等を配置しないこと。また、原則として道路境界付近に設置する。埋設メーターボックスは、自動車の駐車等により検針が出来ない恐れがあるため原則認めない。
- ウ 給水装置平面図、断面図及び立体配水管図を記入すること。（受水槽・高架水槽を設置

する場合は、受水槽・高架水槽まで記入) 道路境界(家屋等)、配水管は黒実線、既設給水管は黒点線、新設・増設・改造する給水装置は赤実線とし給水用具は記号で表示し、規格寸法及び方位を記入すること。直結配管の場合はお湯を青色で記入する。(別紙添付可)

- エ 受水槽方式の場合、一時的に大量の給水を行うため、配水管の水圧低下をきたし、その付近の給水状況を悪化させる恐れがあることから、流量調整器を設置すること。
- オ 配水管の水圧低下を防ぐため、メーターの適正流量を一時的に超える受水装置、又は管径 40 mm以上の給水管による受水については、流量調整器及び宅内止水栓を設置すること。40mm 未満の給水管における宅内止水栓の設置については任意とする。
- カ 給水の損失を防ぐため、二次側メーターシモクは逆止弁付きまたは、チャッキ付きメーターシモクを原則として使用すること。

3) 添付書類について

- ア 町道占用の場合は、北谷町長(担当：土木課)宛ての道路占用申請書 3 部(かがみ+土工断面図+安全対策図)を添付する。
- イ 直結給水は 2 階までを原則とするが、3 階建てに限りやむを得ず直結給水する場合は誓約書を提出する。
- ウ 分岐口径根拠資料として口径決定計算書を提出する。

4) 決裁について

- ア 上下水道課内で書類等に不備が無ければ 3～4 日程度かかる。(不備があれば不備訂正の書類が提出されるまで申込書の審査確認ができない為、訂正日数を加算。)
- イ 上下水道課より決裁済み設計書のコピー+道路占用申請書を土木課へ提出する。
- ウ 土木課において警察協議を含め 1 4 日程度決裁に時間を要する。
※申請から工事の許可が出るまで、約 3 週間程度かかるので十分に時間に余裕を持って申請する。

5) 分岐工事の予約について

- ア 土木課より道路占用許可の報告を施工業者へ電話にて連絡します。
- イ 道路占用の許可書を土木課窓口にて受け取る。
- ウ 道路使用許可を沖縄警察署へ申請する。
- エ 道路使用の許可が下りた後、分岐工事の日程を施工 2 日前までに上下水道課窓口にて予約する。

6) 分岐工事について

- ア 安全対策を十分に行い掘削に取りかかる。
- イ 本管を確認し、分岐の位置を決定しメーター設置位置まで掘削する。
- ウ サドル分水栓を設置し、給水管(1 次側)を布設する。

- エ 上下水道課立会いで水圧0.75MPaにて10分間放置し、水圧低下を確認する。
- オ サドル分水栓より穿孔し、穿孔後の水圧確認を行う。
- カ 配水管がダクタイル鋳鉄管の場合は、穿孔後にコアーを挿入する。
- キ サドル分水栓の周辺は、防蝕テープを巻いた後、保護フィルムを巻く。
- ク 施行後地中に埋まってしまう分岐位置から敷地内の立ち上がりまでの配管状況写真を撮影し、竣工検査で提出する。
- ケ 砂埋戻しは、バイブレーターを用いて水締めを行う。
- コ 埋め戻しについては、良質流用土は20cm巻だしで転圧し、路盤及び舗装は、道路占用許可申請または別紙の標準断面のとおり行い、工事施行日のうちに仮舗装まで仕上げる。
- サ 本舗装が終了した後に、白線（外側線・中央線・横断歩道）等の現況復旧を行う。
※掘削時に予期せぬ事態（埋設構造物等による障害）が起こった場合は、速やかに上下水道課と協議し、対応策を検討する。

7) 工事用メーター（黄色）の借用について

- ア 分岐検査終了後、速やかに上下水道課にてメーターを受け取る。
- イ メーター受取時に給水前納金20,000円＋設計審査料200円を支払う。
- ウ 水道料金は、1立方メートルあたり450円（税別）とする。
- エ 受領書が手渡されるので、工事完了まで保管しメーター返却に併せて提出すること。

8) 建て替え等に伴い既設管を利用する必要がなくなる場合について

- ア 給水装置廃止届書を提出し、永久閉栓の日程調整を行う。（原則要立会い。）
- イ 閉栓工事は、原則として給水引込み工事の時に行う。
- ウ 費用負担については、原因者負担（施主）となる。

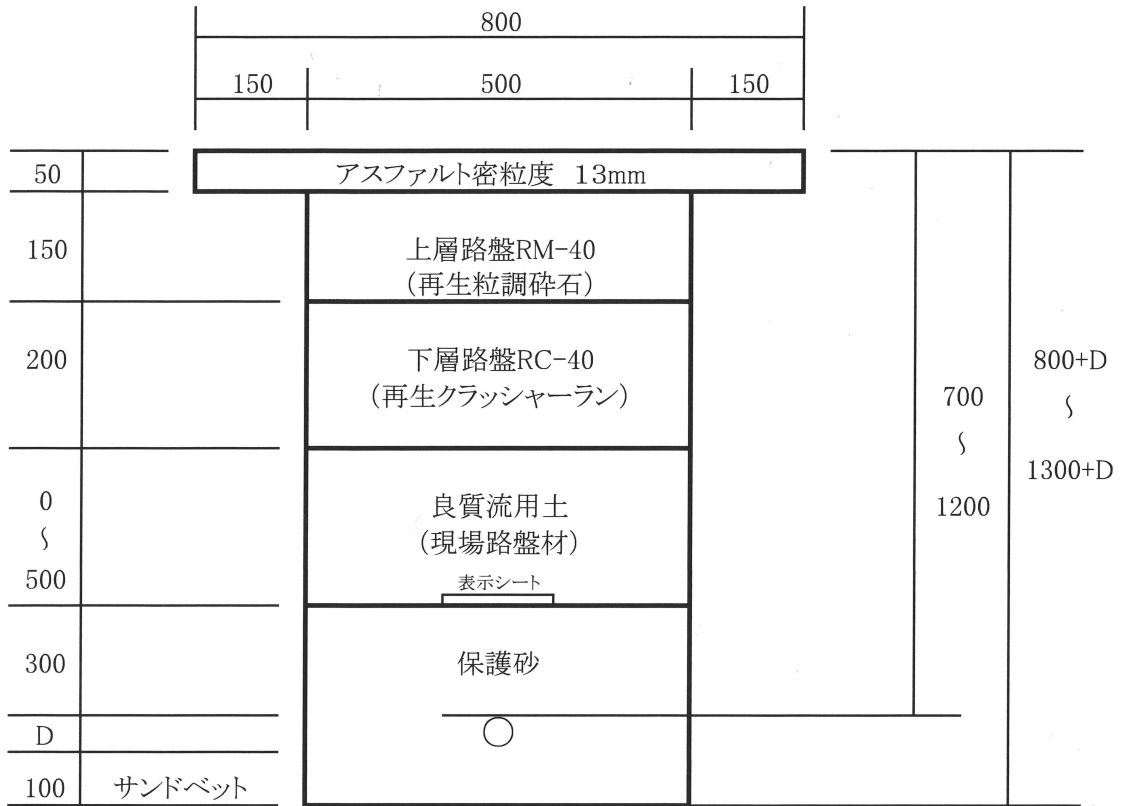
9) 竣工検査（2次側）について

- ア 竣工検査の準備ができたなら上下水道課へ給水装置工事検査申請書と穿孔時の写真、軽微な変更があれば変更後の図面を提出し、担当者と検査日程を調整する。
- イ 上下水道課立会いで、2次側の直結部分の水圧0.75MPaにて10分間放置し、水圧低下の有無を確認する。
- ウ 竣工検査終了後、速やかに上下水道課へ工事用メーター（黄色）を返却する。
- エ メーターはきれいに掃除してから返却する。
- オ 上下水道課にて工事用水道料金（指数を確認後業務サービス係へ引き継ぎ）を精算する。なお、年度を跨ぐ場合には年度末で一旦工事用メーターを検針し水道料金を請求致しますのでご準備をお願いします。

北谷町の町道 給水管の埋戻工 標準断面図

☆ 車道の場合

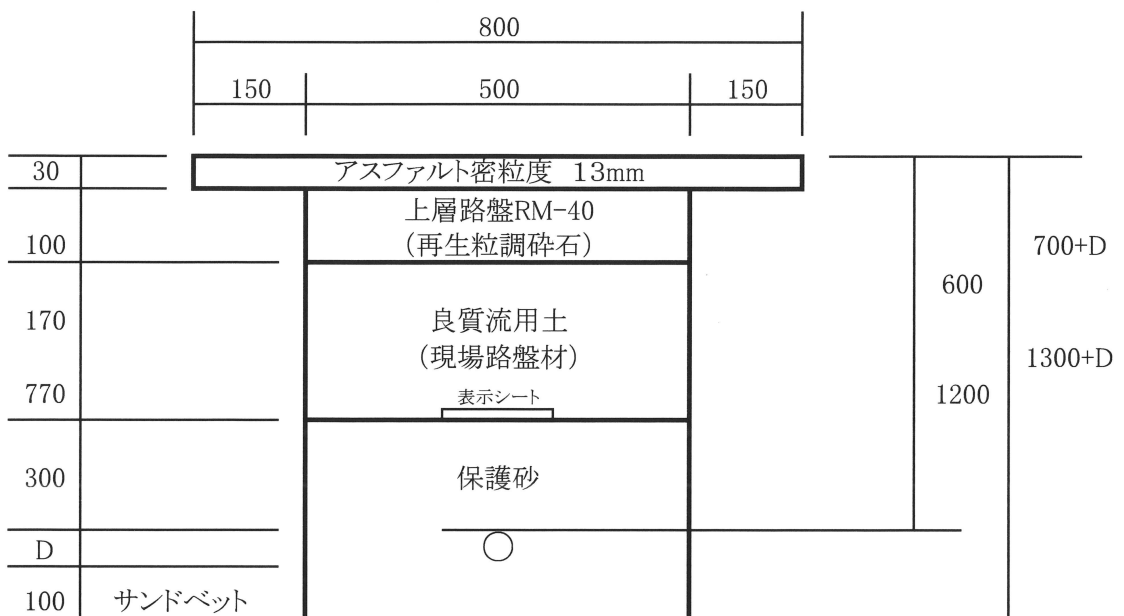
単位:mm



D=給水管の管径

☆ 歩道の場合

単位:mm



D=給水管の管径